

9/15 五夜

## 介護報酬上乗せ継続を

### コロナ特例 民医連が厚労省に要請

介護保険サービスの  
基本報酬に新型コロナ  
ウイルス対応分として  
上乗せされている。  
多くの「特例的評価」  
が9月末で打ち切り予  
定となっている問題  
で、全日本医連は13日  
に、上乗せ措置の継続  
を求める8323法人・  
事業所等の署名を厚生  
労働省に送付し、オン

#### 署名とともに寄せられた法人・事業所のコメント（抜粋）

- ・コロナ禍が続き、現場は緊張の連続だ。今が一番大変な時に特例的評価がなくなるのは、スタッフの意欲低下につながる。（訪問看護）
- ・（感染拡大が）落ち着くめどがない中、感染予防費用は増すばかり。安心安全な生活支援のためには、0.1%上乗せ措置は必要。（地域密着型特別養護老人ホーム）
- ・通常より多くのペーパータオル、消毒剤、マスク、プラスチックグローブなどの消耗品費がかかっている。このままでは精神的にも費用面でも多くの事業所が立ち行かなくなる。（通所介護）

ラインで同省と懇談しました。日本共産党的院議員が同席しました。

上乗せ措置は、感染防止のためのかかり増し経費への手当として定期とし定時と半年間の時限措置として盛り込まれたもの。10月以降について

て政府は「感染状況等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応する」としています。

全日本医連は8月

末から署名を呼びかけ、9月の日までに822の法人・事業所などが賛同。懇談で平田

理副会長は、上乗せ措置によりアルコール消毒液や防護具などの消耗品費、検温機器やパーテイションなどの設備費を一定まかなうことができたと述べ、

「第2波の今が一番感染対策費がかかっている。9月末で打ち切りはありえない」と継続を求めました。

厚労省老健局の担当者は、「政府部内で調整中だ。できるだけ早期に調整を終わらせ、報告した」と答えました。

所系サービスへの減収しました。厚労省は從来の姿勢を崩さず、「ご理解を」といふは

きました。厚労省は從來の姿勢を崩さず、

「ご理解を」といふは

補填（ほてん）措置（3  
多加算など）についても、利用料に跳ね返り

れるを得ない利用者が出てるとして、利用料

算定が外すよう要請